

議案第57号

京田辺市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

京田辺市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年11月29日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部  
を改正する条例（案）

京田辺市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43  
年京田辺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第21条の2中「、第16条」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

京田辺市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(フルタイム会計年度任用職員についての適用除外等)</p> <p>第21条の2 第4条、第6条及び第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員についての適用除外等)</p> <p>第21条の2 第4条、第6条、<u>第16条</u>及び第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。</p>	<p>勤勉手当の適用除外に関する規定の削除</p>